

平成30年度第3回沖縄県契約審議会 議事概要

- 1 日時：平成31年3月12日（火） 10:00～11:30
- 2 場所：沖縄県庁6階第2特別会議室
- 3 出席委員：大城 朝野委員、大城 紀夫委員、親川 進委員、源河 忠雄委員、平敷 徹男委員（会長）、宮城 哲委員、山城 勝委員（50音順）
- 4 公開・非公開の別：非公開
理由：
沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第6号に該当するため
- 5 議事
(1) 沖縄県の契約に関する取組方針(案)について
(2) 答申(案)について

(議事概要)

議事(1)「沖縄県の契約に関する取組方針(案)について」

議事(2)「答申(案)について」

事務局から、沖縄県の契約に関する取組方針(案)及び答申(案)について説明を行ったところ、委員から以下のような意見があった。

- 働き方改革法案の施行等により、労働関係法令の規制が厳しくなるが、事業者における準備が不十分である場合があるので、労働局や社会保険労務士等の専門家と連携し事業者側に周知・啓発を図ってほしい。
- 取組方針としては良いと思うが、重要なのは実効性である。事業者の成長がなければ労働者の処遇改善には繋がらないため、事業者の適正な利益を確保するというのを、発注側でしっかり議論し現場に浸透させてほしい。今後は、どう取り組み、どう改善したということをしかり精査して審議会に説明をしてほしい。
- 物価や賃金の上昇等があった場合に、事業者だけにそのしわ寄せが行くことがないように、発注者として、契約変更も含めてきちんと事業者と協議を行うことが必要である。
- 条例の理念を達成する契約方法は、価格以外の要素を考慮できる総合評価方式

であるとする。工事請負契約以外についても、条例の趣旨を踏まえ、努力している企業が選ばれる仕組みを検討してほしい。

- 他の県と同様に取り組んでいけばよいということではなく、条例の趣旨を踏まえて、全国のモデルになるような取組を行ってほしい。

審議の結果、取組方針（案）については、特に修正を要しないとの結論となった。また、答申（案）については、今回（第3回）審議会における意見を踏まえ必要な修正を行うこととなった。修正の調整については、会長に一任された。

以上